

申請内容の変更及び廃止の場合には、指定ごみ袋取扱店申請事項変更申請書（様式第3号）の提出が必要となります。

【変更事項】

- 取扱店の代表者（店長・責任者）の変更
 - 取扱店の所在地の変更
 - 業種及び営業品目の変更
 - 取扱店の代表電話番号及びFAX番号の変更
 - 営業時間及び定休日の変更
- となる場合・・・①の書類が必要となります。

○店舗の商号（屋号）が変更となる場合・・・①・⑦の書類が必要となります。

○申請者（納税義務者）の変更となる場合・・・①・④・⑤・⑥の書類及び②・③の返却が必要となります。

申請者（納税義務者）変更の場合は、以前の契約を解除し、新たに申請をすることになります。④、⑤、⑥の書類については新規申請手続きのコンテンツにあります。

【取扱店を廃止する場合】・・・①の書類及び②・③・⑧の返却が必要となります。

提出時に必要となる書類等

- ①様式第3号 指定ごみ取扱店申請事項変更申請書
- ②指定ごみ袋取扱店指定書（変更前のもの）
- ③指定ごみ袋取扱店契約書（変更前のもの）
- ④様式第1号 指定ごみ袋取扱店申請書
- ⑤自認書
- ⑥納税証明書（取扱店の所在する市町村において滞納がないことを証明する書面）
- ⑦取扱店の写真
- ⑧表示板